

第 27 号（第28条関係）（平27内府令 6 ・ 全改、令元内府令12 ・ 令 2 内府令85 ・ 一部改正）

第 号	
技 能 講 習 修 了 証 明 書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 5 第 1 項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。	
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 銃 種	
交付 年 月 日	
公安委員会 印	
注意事項	
本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して 3 年を経過していないことが必要である。	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。